

必ずお読みください！

事件番号 令和8年（ケ）第18015号

注 意 書

令和8年10月1日から、青森地方裁判所弘前支部及び八戸支部の不動産執行事件は青森地方裁判所本庁で取り扱うことになりました。これに伴い、本件は青森地方裁判所弘前支部から青森地方裁判所本庁に回付され、青森地方裁判所本庁において売却を実施しております。

入札にあたっては、公告書に表示された事件番号（上記事件番号と同じ）を記載した入札書を青森地方裁判所本庁の執行官室に提出してください。また、入札保証金は青森地方裁判所本庁あての振込依頼書（振込先が「アオモリチサイ」となっているもの）を利用し、青森地方裁判所本庁あてに振り込んでください。

なお、誤って入札書を弘前支部執行官室に提出したり、誤って入札保証金を弘前支部に振り込んだりした場合、入札は無効となりますので、ご注意ください。

※誤って振り込まれた入札保証金の還付には数週間を要する場合があります。

【入札に関するお問合せ】 青森地方裁判所本庁 執行官室

電話番号 017-773-1781（直通）

【事件の内容に関するお問合せ】 青森地方裁判所本庁 不動産執行係

電話番号 017-722-5625（直通）

令和8年（ケ）第18015号

物件番号1，2

3点セットを閲覧される皆様へ

本件物件のうち物件1は持分（2分の1）の売却です。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 17 日

青森地方裁判所第 2 民事部

裁判所書記官 内空閑 英 敏

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 6 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 10 月 13 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 15 日 午前 10 時 00 分 場 所 青森地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 4 日 午前 9 時 50 分 場 所 青森地方裁判所第 2 民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 10 月 16 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 10 月 16 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書(ただし、入札期間終了前までに、裁判所口座に現実に入金されたものに限る。) (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 17 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 8 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 073, 000 858, 400	一括	214, 600	35, 527	0
1	173, 000				
2	900, 000				



物 件 目 録

1 所 在 南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富四番囲

地 番 30番1

地 目 宅地

地 積 318.92平方メートル

持分2分の1

2 所 在 南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富四番囲30番地1

家屋 番号 30番1

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階156.36平方メートル
2階 57.13平方メートル

(現況)

床 面 積 1階約159.34平方メートル
2階 約69.55平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 7月29日

青森地方裁判所弘前支部

裁判所書記官 清 水 陽 彦

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件土地は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富四番囲
地 番 30 番 1
地 目 宅地
地 積 318.92 平方メートル

共有者 亡A相続財産 持分 2 分の 1

- 2 所 在 南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富四番囲 30 番地 1
家屋 番号 30 番 1
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床 面 積 1 階 156.36 平方メートル
2 階 57.13 平方メートル

(現況)

床 面 積 1 階 約 159.34 平方メートル
2 階 約 69.55 平方メートル

所有者 亡A相続財産



令和 8 年（ケ）第 15 号
令和 8 年 6 月 17 日 受理
令和 8 年 7 月 23 日 提出
（評価人 工 藤 美佐緒）

現況調査報告書

青森地方裁判所弘前支部

執行官 堀 川 浩 二

（注）チェック項目中の調査結果は、「」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富四番囲
地 番 30 番 1
地 目 宅地
地 積 318.92 平方メートル
共有者 亡A相続財産 持分 2 分の 1

2 所 在 南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富四番囲 30 番地 1
家屋 番号 30 番 1
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床 面 積 1 階 156.36 平方メートル
2 階 57.13 平方メートル
所有者 亡A相続財産



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地 (物件 1) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者 A ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	電柱が1本設置されている		
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる (☒ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類 : ☐ 構造 : ☒ 床面積 : 1階約159.34平方メートル 2階約69.55平方メートル		
物件目録にない	☒ ない	{	種類
附属建物	☐ ある		構造
			床面積
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 (空き家) として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある	{	地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日
土地建物位置関係図	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述	
陳述者 (当事者との関係)	陳述内容等
☒ B (相続財産清算人)	1 私は亡Aの相続財産清算人です。本件競売を申し立てています。 2 物件には生前Aが住んでいましたが現在は空き家となっています。 3 物件1土地の共有者Cに物件の処理の関係で連絡しましたが高齢で理解できないようでした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

関係人の陳述及び現況にてらし、2枚目記載のとおりと認める。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所	調査の方法等
8 年 6 月 18 日 (木) 16 : 20 - 16 : 40	法務局弘前支局	土地建物登記事項証明書等受理
8 年 7 月 10 日 (金) 10 : 00 - 10 : 30	物件所在地	立入のため臨場/関係人と面談/概測/写真撮影
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

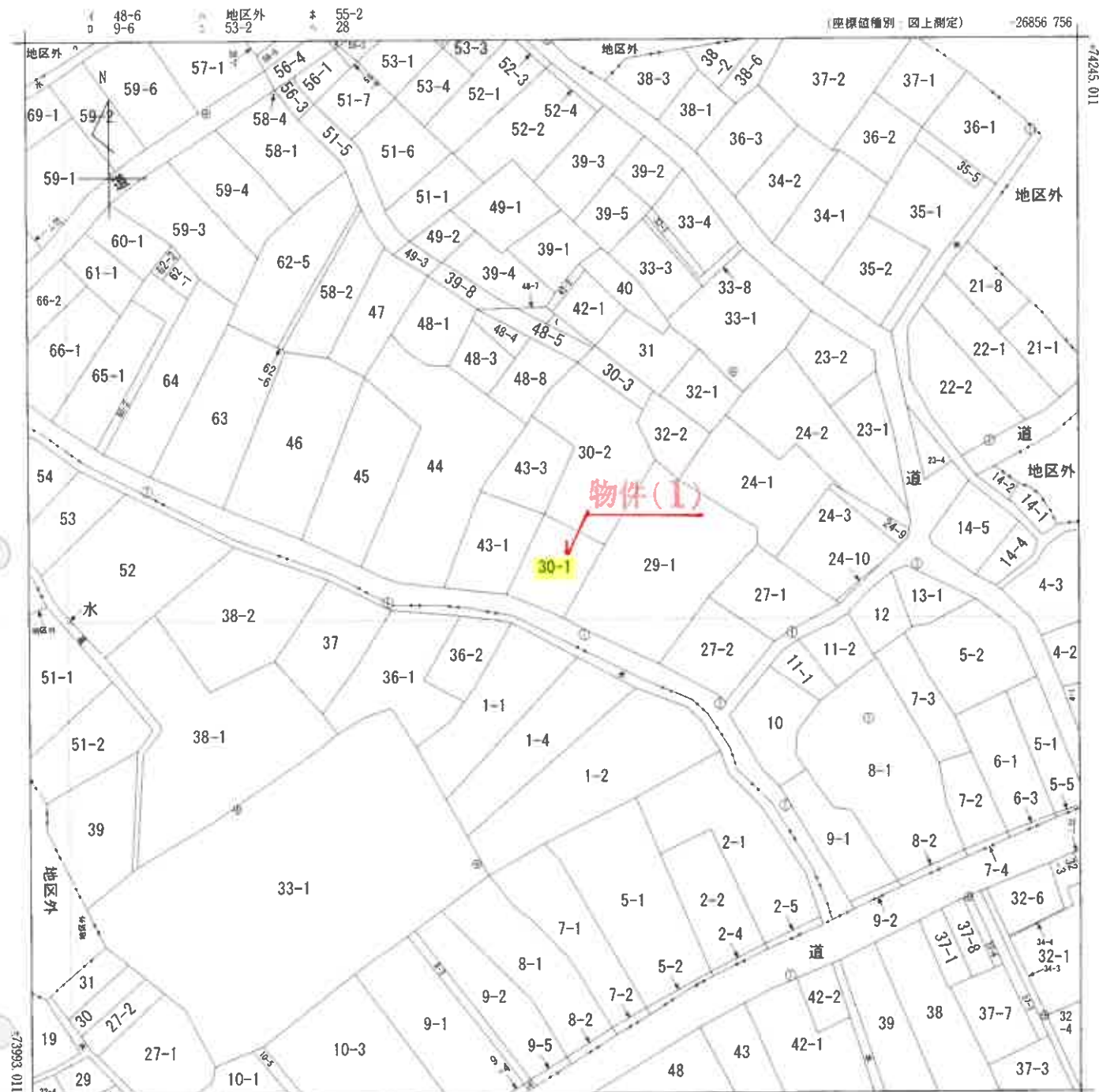
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

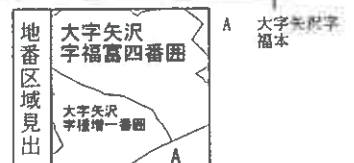
☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

A3をA4に縮小



(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。



請求部	所在	南津軽郡藤崎町大字矢沢宇福富四番図				地番	30番1			
出力尺	1/1000	精度	乙	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)			
作成年月日	昭和47年9月				備付年月日(原図)	昭和48年11月17日				補記事項

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年6月18日
青森地方法務局弘前支局
登記官

請求番号：6-4
(1/1)

(6 枚目)

公用

登記年月日：昭和56年6月8日

A3をA4に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である
令和8年6月18日
青森地方方法務局弘前支局
登記官

0322220

各階平面図

物件(2)

建物各階平面図

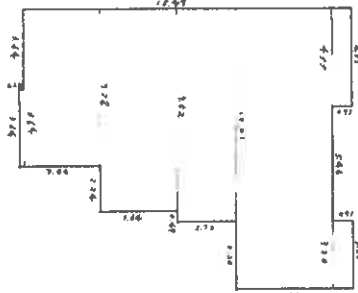
家屋番号

30-1

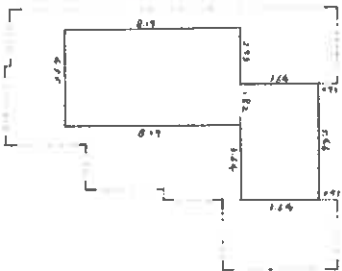
建物の所在

青森県弘前市大字大沢町4番地30番地1

1階



2階

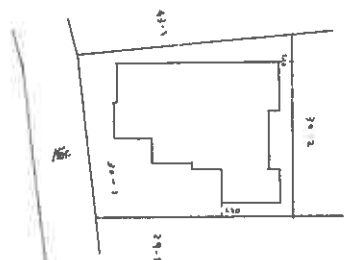


床面積

4.55 x 0.91 = 4.1405
3.20 x 0.91 = 2.9120
13.21 x 4.65 = 60.1055
10.01 x 2.73 = 27.3273
9.52 x 3.64 = 34.6528
7.28 x 3.64 = 26.4992
3.64 x 0.20 = 0.7280
合計 156.9653 /

床面積

5.46 x 3.64 = 19.8744
8.19 x 4.65 = 37.3245
合計 57.1989 /



(日調地12)

作製者

土地調査士
家建

昭和56年6月5日作製)

縮尺

1/250

申請人

縮尺

1/500

昭和56.6.8

土地建物位置関係図

(縮尺：約1/250)



凡例

←○: 写真撮影位置

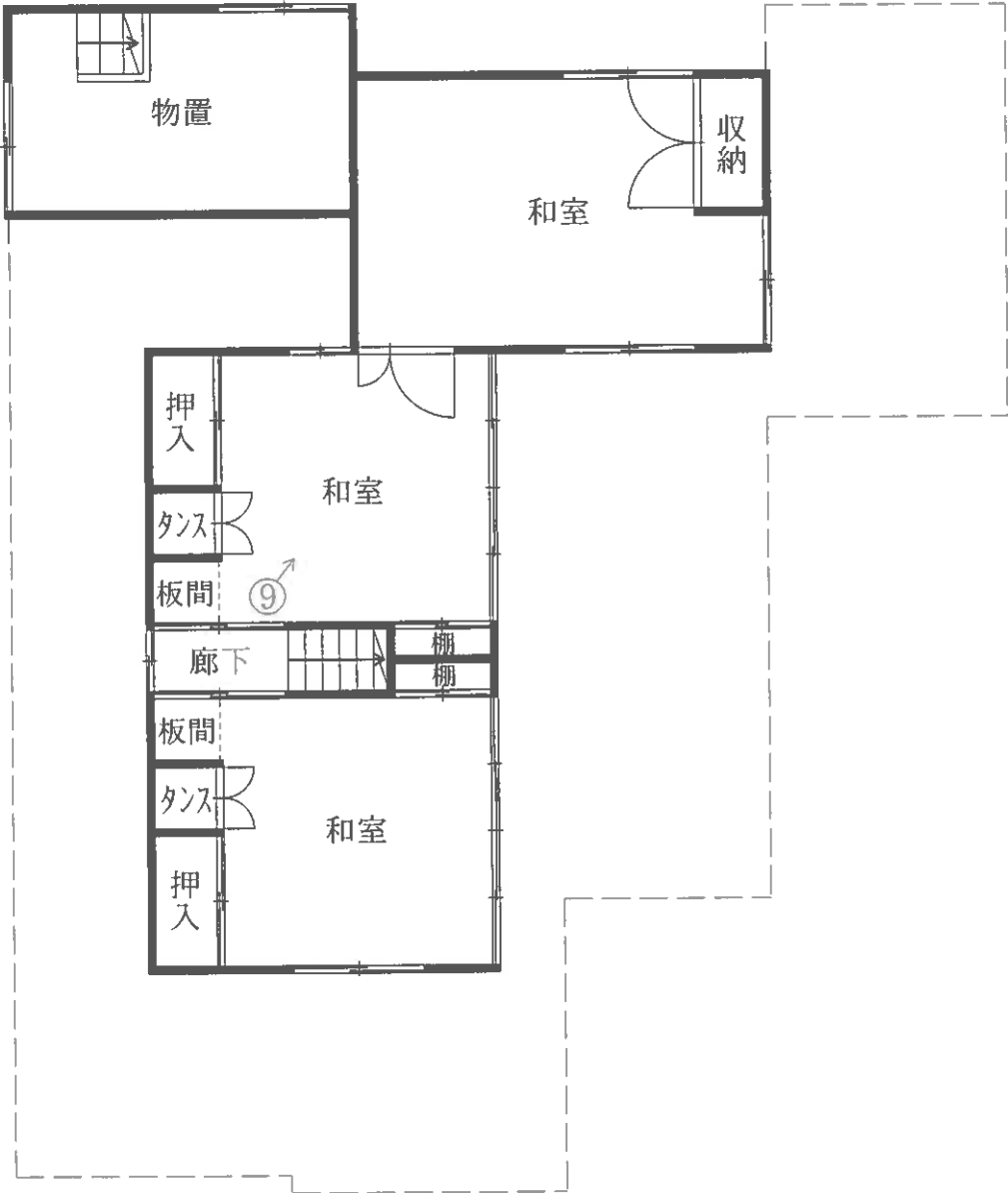
建物間取図（縮尺：約1/100）



凡例
←○：写真撮影位置

建物間取図（縮尺：約1/100）

2 階



凡例
←○ : 写真撮影位置

(10 枚目)

写真番号 1



写真番号 2



写真番号 3



写真番号 4



写真番号 5



写真番号 6



写真番号 7



写真番号 8



写真番号 9



写真番号 10



令和 8 年（ケ）第 15 号

令和 8 年 7 月 10 日 現地調査

令和 8 年 7 月 21 日 評 価

青森地方裁判所弘前支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

三 藤 美 和 純 印

第1 評 価 額

一 括 価 格	
金 1,073,000 円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 173,000 円
物件2(建物)	金 900,000 円

- 1 一括価格は、物件 1, 2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 61 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件 1 の内訳価格は、物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。
- 4 物件 1 は売却対象とされた共有持分（2 分の 1）に対応する価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富四番囲 30 番 1 宅地 318.92 m ²	同 左 同 左 同 左 同 左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富四番囲 30 番地 1 30 番 1 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 1 階 156.36 m ² 2 階 57.13 m ²	同 左 同 左 同 左 同 左 1 階 約 159.34 m ² 2 階 約 69.55 m ²
特 記 事 項			
物件 1 は共有持分 (2 分の 1) のみを対象とする。			

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件 1）

位 置 ・ 交 通	J R 五能線「藤崎」駅の北東方約 2.5 k m（道路距離） （附属資料 1 位置図参照）	
付 近 の 状 況	藤崎町役場の北西方郊外，農家住宅が建ち並ぶ既成住宅地域である。現在のところ特段の経済的変動要因は認められず，今後も現状程度で推移すると予測される。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 指定建蔽率 指定容積率 防火規制 その他の規制	市街化調整区域 用途無指定地域 70% 200% なし 特になし
画 地 条 件	間口約 14.5m，奥行約 20mの長方形地 地 積 318.92 m ² （登記地積） 接面道路ならびに周囲の宅地とほぼ等高な平坦地（南西向き中間画地）。	
接 面 道 路	南西側幅員約 6m 町道 舗装有 建築基準法上：法第 42 条第 1 項 1 号道路	
土地の利用状況	本土地は物件 2 建物の敷地として利用されており，相続財産清算人により管理されている。なお，敷地内に融雪用ボイラーが設置されていることから，道路沿いの舗装部分には融雪設備（ポルトヒーティング）が敷設されているものとみられる（附属資料 4 配置図参照）。	
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 なし 下水道 あり	
特 記 事 項	1. 本土地は，市街化調整区域内に所在するが，都市計画法第 34 条第 11 号に基づき，藤崎町都市計画法施行条例第 3 条第 1 項で指定する土地の区域内に存する。集落出身者であること等の人的要件を問わず，所定の許可を受けることにより一戸建住宅等の建築が可能である。なお，具体的な許可基準その他の詳細については，藤崎町役場建設課への確認を要する。 2. 融雪用ボイラー及びポルトヒーティング設備については，稼働状況及び使用可能性は不明である。 3. 藤崎町洪水ハザードマップによれば，本土地は想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域のうち，想定浸水深 0.5m 以上 3.0m 未満の区域内に所在する。	

2. 建物の概況及び利用状況 (物件 2)

区 分	主である建物 家屋番号 30 番 1
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記上) 昭和 48 年 10 月 5 日新築 経過年数 約 53 年 経済的残存耐用年数 3 年
仕 様	構造 木造 屋根 亜鉛メッキ鋼板葺 外壁 モルタル塗り 内壁 ビニールクロス, 繊維壁, プリント合板, 漆喰 天井 ビニールクロス, 目透し天井, 化粧合板 床 フローリング, 畳, カーペット外 設備 電気, 給排水, 衛生, 浴室, 給湯, キッチンヒーター外 ※但し, 設備の動作確認は行なっていないので, 正常に稼働するか否かは不明。 その他 特になし
床面積(現況)	第 3 項 目的物件欄記載のとおり
現況用途等	階 層 2 階建 現況用途 居宅 間 取 り (附属資料 5 建物間取図のとおり)
品 等	中位
保守管理の状態	築後約 53 年を経過しており, 外観上, 外壁等に経年相応の劣化が認められ, 車庫部分の外壁の一部に損傷が見られるものの, 内装は一部改修が行われているものとみられるほか, 2021 年製の電気式ヒートポンプ給湯器が設置されている等, 設備の更新も認められる。 立会人によれば, 本件建物は約 2 年前から空き家となっており, 故人の親族が数か月に一度来訪しているとのことである。 現地調査時において著しい管理不良は認められなかった。 以上から, 補修・維持管理の状態は, 築年数に照らして比較的良好であると認められる。
建物の利用状況	上記のとおり, 建物は空き家であり, 相続財産清算人により管理されている。
特 記 事 項	1. 登記記録上, 昭和 56 年 4 月 10 日に一部取壊し, 同年 6 月 1 日に増築されている。なお, 未登記の増築部分は, 風除室及び建物北側の物置の 2 階部分であり, その増築の時期は不明である。 2. 対象建物について, 建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果, アスベスト含有建材が使用されている可能性は

否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件 1(土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 修 正 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ÷オ
1	5,900	1.0	318.92	(1-0.50)	941,000

(総額につき千円未満の端数金額は四捨五入、以下同じ)

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価調査 藤崎(県)ー7

$$\begin{array}{cccccc} \text{基準地価格} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} \\ 6,150 \text{ 円/㎡} & \times 99.2/100 & \times 100/100 & \times 100/104 & \div 5,900 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

- ◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から本件の価格時点までの推定変動率である。
- ◇ 標準化補正 : 標準的
- ◇ 地 域 格 差 : 街路条件+4% (系統及び連続性, 幅員)

イ 個 別 格 差 : 概ね標準的

※融雪設備については、製造年、型式及び稼働状況が不明であり、融雪用がイヤーにも経年劣化が認められることから、本件評価上、独立した経済価値は考慮しない。

ウ 地 積 : 登記数量

エ 建 付 減 価 : 建物の老朽化の程度及び敷地との適応の状態を総合的に考慮して建付減価を行った。

② 物件 2(建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物 件 番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ÷エ
2	175,000	228.89	0.04	1,602,000

ウ 現価率

経過年数、経済的残存耐用年数、観察減価及び中古建物の市場性減価、残価率を下表のとおり判定し、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して、現価率を以下のとおり査定した。

物件 番号	経過年数	経済的残存 耐用年数	観察減価及び中古 建物の市場性減価	残価率	現価率
2	53 年	3 年	0.50	0.03	0.04

現価率 = { 残価率 + (1 - 残価率) × (経済的残存耐用年数 / (経過年数 + 経済的残存耐用年数)) } × (1 - 観察減価率)

2. 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) $ア \times イ \times ウ \div エ$
1	941,000	1.0	0.25	法定地上権	235,000

イ 土地利用権等の及ぶ範囲：物件 1 土地の全範囲と判定した。

ウ 土地利用権等割合：土地利用権を法定地上権と判定し、その割合を本件建付地価格の 25% と判断した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①エ) イ	占有減価 修正 ウ	持分 エ	市場性 修正 オ	競売市場 修正 カ	評 価 額 (円) $(ア + イ) \times ウ \times エ \times オ \times カ$
1	941,000	-235,000		1/2	(1-0.30)	(1-0.30)	173,000
2	1,602,000	+235,000			(1-0.30)	(1-0.30)	900,000
一括価格 (合計)							1,073,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正：本件土地建物は市街化調整区域内の農家集落に所在し、競売物件については地縁関係等から市場参加者が限定される傾向にある。加えて、物件の一部が共有持分にとどまるため、利用及び処分に制約を受け、需要者がさらに限定される可能性が高い。

これらの要因はいずれも需要者の限定及び市場流動性の低下として相互に関連して作用することから、総合的な市場性修正として 30% の減価を行った。

オ 競売市場修正：第 2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第 6 採用した公示地等の概要

地価調査基準地（藤崎（県）-7）

所在・地番：南津軽郡藤崎町大字中島字中元 5 番 1

価 格：6,150 円／㎡

位 置：J R 奥羽本線「北常盤」駅の西方道路距離約 2.5 km 先に位置する。

価 格 時 点：令和 7 年 7 月 1 日

地 積：399 ㎡

供給処理施設：水道，下水

接 面 街 路：南東側約 9m 舗装県道に接面

用 途 指 定 等：市街化調整区域（指定建蔽率 70％・指定容積率 200％）

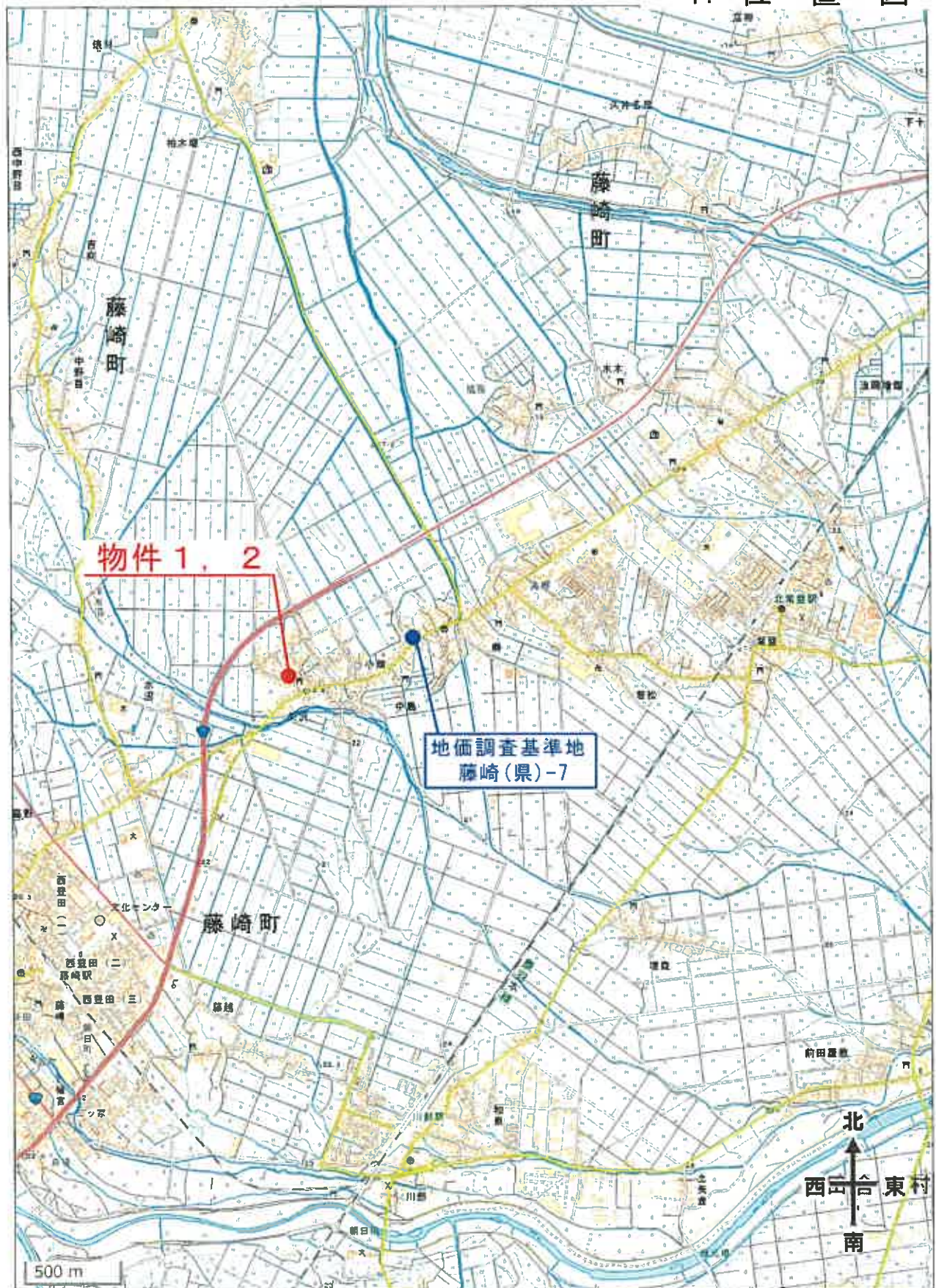
地 域 の 概 要：農家住宅，一般住宅が建ち並ぶ県道沿いの住宅地域

第 7 附属資料の表示

- | | | |
|----|----------------------|-----|
| 1. | 位置図（出所：国土地理院「地理院地図」） | 1 葉 |
| 2. | 法第 14 条第 1 項地写 | 1 葉 |
| 3. | 建物図面・各階平面図写 | 1 葉 |
| 4. | 配置図 | 1 葉 |
| 5. | 建物間取図 | 1 葉 |

以 上

地理院地図
GSI Maps



令和 8 年(ケ)第15号 附 属 資 料

2. 法第14条第1項地図写

所在：南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富四番図

物件 1 土地

30-1



S:1/1000

大字矢沢
字福富四番図
大字矢沢
字種増一番図
A

(図上測定制度：図上測定制度)

地籍が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。

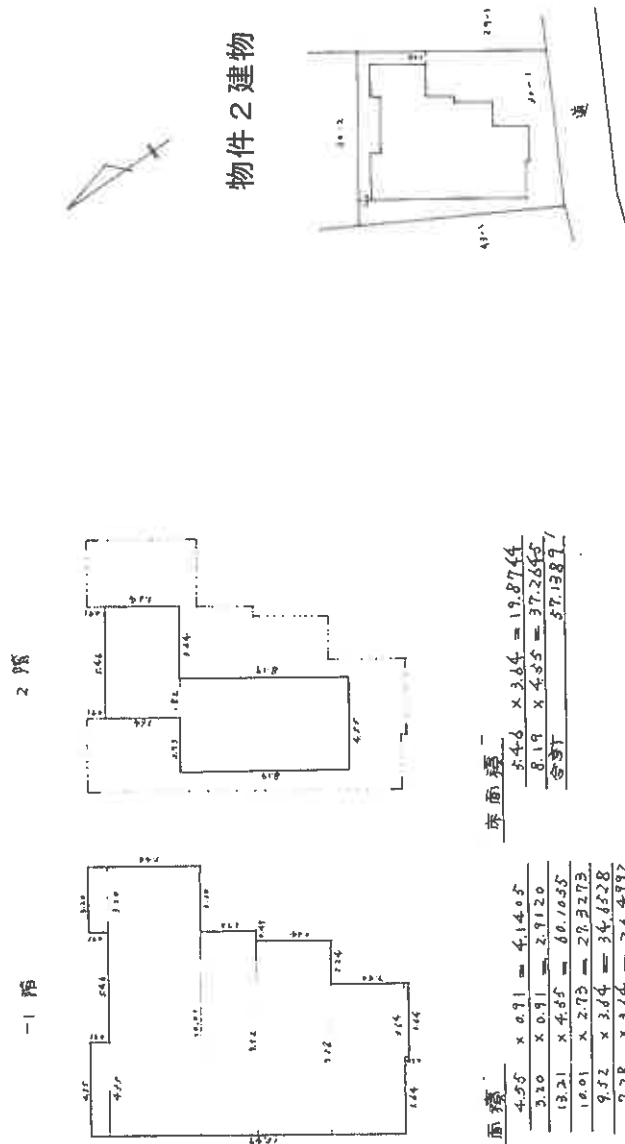
建物 3. 建物図面・各階平面図写

家屋番号	30-1
建物の所在	南予郡西条市大字大石町4番地30番地1

各階平面図

0322220

A3版をA4版に縮小



作製者

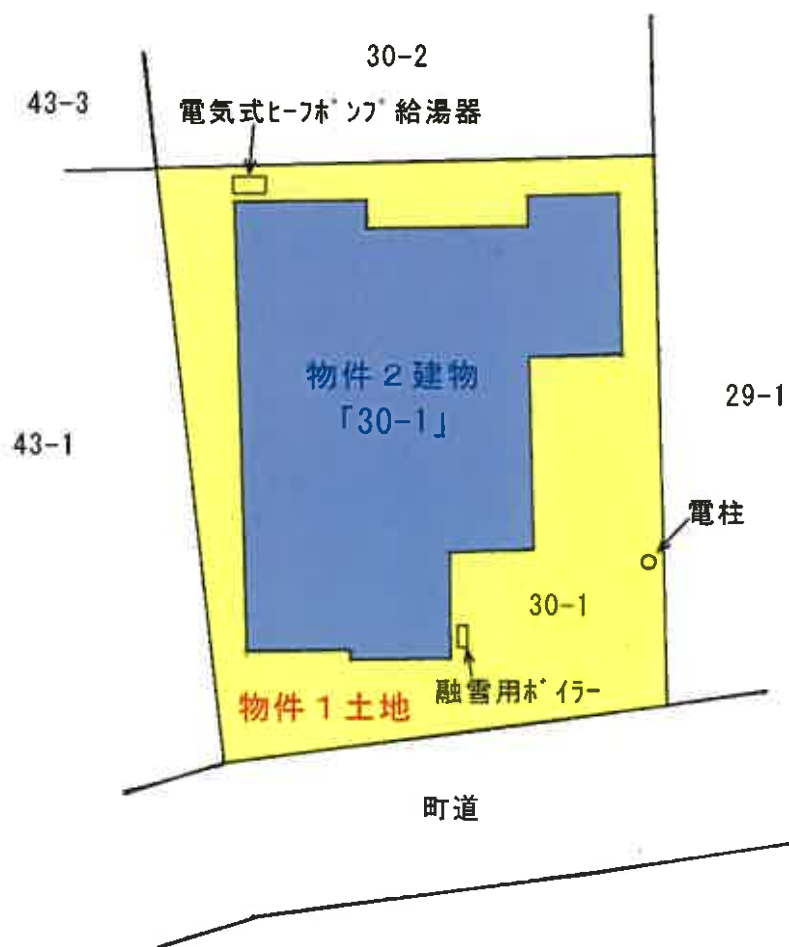
申請人

縮尺 1/500

昭和56.6.8

4. 配置図

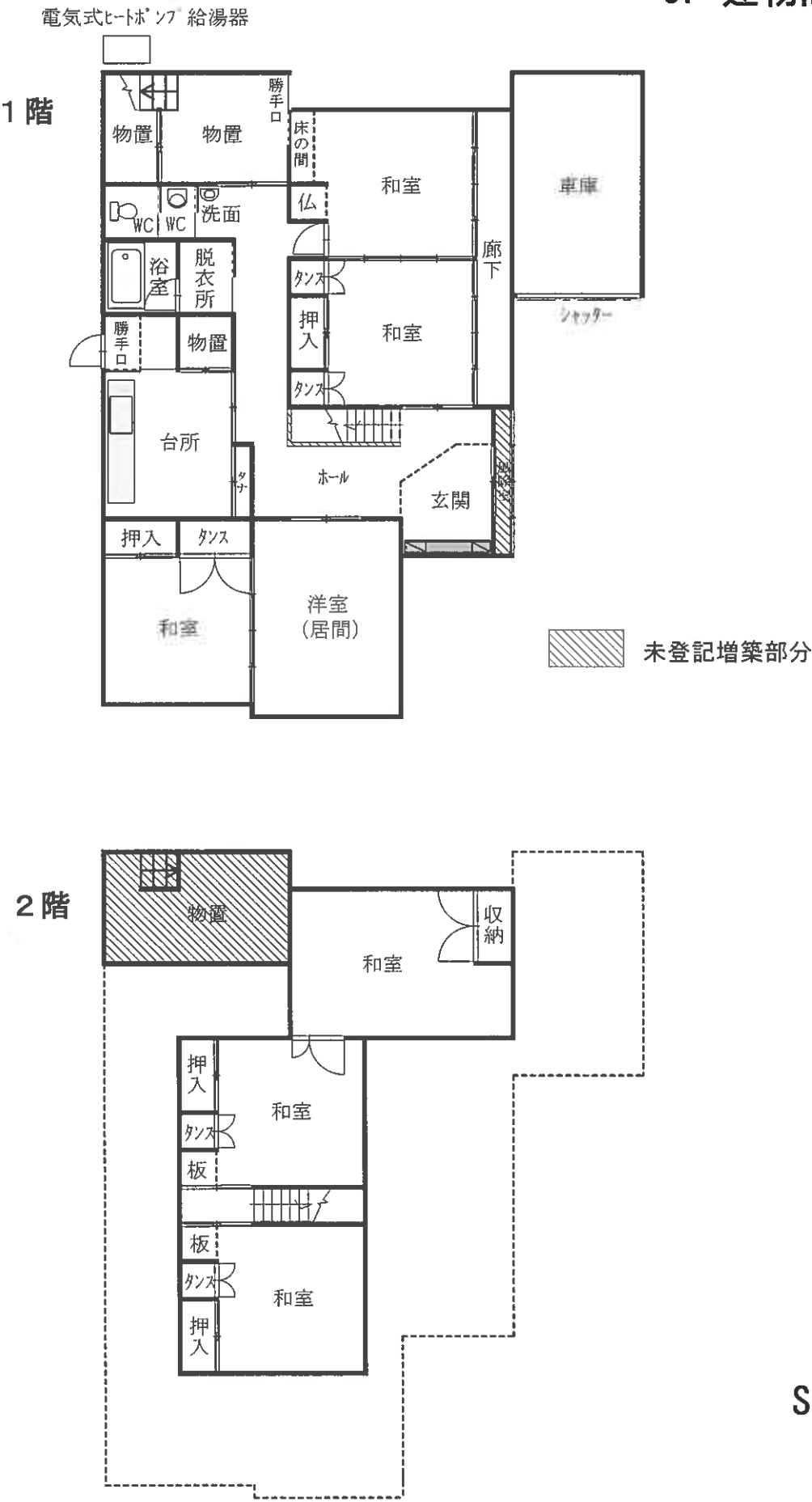
所在：南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富四番地



S:1/250

令和 8 年(ケ)第15号
附 属 資 料
5. 建物間取図

物件 2 建物



S:1/150